

令和3年5月

定例教育委員会会議

会議録

令和3年5月27日開催

会 議 録

開催日時	令和3年5月27日(木)	午後2時 午後3時20分	開会 閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 山崎 與吉	
	事務局 説明員	学校教育部長 品田 幸利 社会教育部長 高田 敏和 学校教育部次長 石原 伸広 社会教育部次長 岩崎 昌美 学務課長 矢菽 恵 文化振興課長 高桑 和寿 教職員担当課長 佐藤 文泰 博物館長 石原 充浩 教育指導課長 辻並 浩樹 学校保健課長 中瀬 恭子 教育政策課主幹 工藤 秀敏	
	事務局 職員	教育政策課主査 道下 眞紀 教育政策課 宮嶋 健吏	
傍聴者	1人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について ・議案第2号 令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択事務について ・議案第3号 旭川市博物館協議会委員の任命について ・議案第4号 令和3年度一般会計予算の補正について ・報告第1号 学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について ・報告第6号 新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館（臨時代理）について ・報告第7号 新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館（臨時代理）について 5 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育施設における夏季等の臨時開館について (2) 第89回北海道音楽大行進の中止について 		

(3) 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和3年5月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和3年3月定例教育委員会会議（令和3年3月29日開催）及び令和3年4月定例教育委員会会議（令和3年4月27日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することとよろしいですか。</p>
各 教 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和3年3月定例教育委員会会議及び令和3年4月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第3号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、議案第4号「令和3年度一般会計予算の補正について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、議案第4号「令和3年度一般会計予算の補正について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
学 務 課 長	<p>議案第1号「旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について」ですが、議案第2号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択事務について」と関連する内容ですので、一括して説明願います。</p> <p>令和3年度の旭川市小中学校用教科書の採択については、義務教育諸学</p>

校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、同法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっておりますが、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、自由社の「新しい歴史教科書」が、令和2年度に文部科学省の検定を経て新たに発行されることとなったことから、同法施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能となっております。

このことから、令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書については、新たに発行される教科書について、旭川市教科書調査委員会を設置して調査研究を行い、その結果及び令和2年度における採択の理由や検討の経緯、内容等を踏まえ、採択を行うことといたします。

議案第1号につきまして、旭川市教科書調査委員会を設置するに当たり、旭川市教科書調査委員会条例第3条第1項の規定により、中学校用教科書の採択に当たっては、調査委員80人で調査委員会を組織し、1号委員は校長及び教員59人、2号委員は学識経験を有する者15人、3号委員は委員会事務局の職員6人を任命することとなっておりますが、同条第2項の規定により、調査審議させる教科の種目数に応じて、先ほど申し上げた第1項で規定する人数の範囲内で委員の人数を定めることができるとされています。

令和2年度では、中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択に当たって、1号委員3人、2号委員1人、3号委員1人の計5人で構成される小委員会において調査研究を行っており、新たに発行される教科書につきましても、同様の構成の調査委員会で調査研究を行うことといたします。

令和2年度と同様に、1号委員のうち、校長は旭川市中学校長会に、教員は各中学校長に対し推薦依頼を行い、3人の選任案を事務局で作成いたします。

2号委員については、保護者とし、旭川市PTA連合会に推薦依頼を行い、1人の選任案を作成いたします。

3号委員については、教育指導課の指導主事とし、1人の選任案を作成いたします。

次に、採択事務のスケジュールを御説明いたします。

後日、教科書見本本を教育委員の皆様にお渡しいたします。

調査委員につきましては、6月の教育委員会会議で任命する予定です。

6月から7月中旬にかけて、調査委員会を開催するとともに、教科書見本本展示会を中央図書館、永山図書館、神楽図書館及び東光図書館で開催します。

7月下旬に調査委員会から答申を受け、その後の教育委員会会議で、調査委員長から答申内容の説明、調査研究結果の報告を行い、教科書採択の御審議をいただく予定です。

引き続き、議案第2号について御説明いたします。

まず、採択方針についてですが、昨年度行った中学校用教科書の採択方針と同様の内容とし、「1 日本国憲法及び教育基本法を遵守する。」、「2 学習指導要領の趣旨を踏まえる。」、「3 本市を中心とする地域性並びに生徒の実態、生活経験及び興味・関心などに配慮する。」といたします。

次に、調査委員会への諮問についてですが、採択方針を踏まえ、「令和2年度に新たに文部科学大臣の検定を経た中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書を調査研究し、教育委員会に答申すること。」とし、諮問書は資料のとおり、別紙様式を添えて答申することといたします。

調査内容につきましては、令和2年度と同様に、取扱内容のほか、内容

の構成・排列，分量，本市生徒の学習の状況等を踏まえ，調査いただくよう調査委員会に諮問いたします。

最後に，教科書採択に関する案件についてですが，「教育委員会会議及び教育委員会協議会の取扱いについて」の，「2 会議における非公開案件」に該当します。また，会議録は，非公開とした事由が消滅した後に，本市のホームページに掲載します。

採択結果等の公表については，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行規則において，採択した教科用図書の種類，採択理由，研究のために作成した資料を公表するよう努めることと明記されており，また，文部科学省及び北海道教育委員会からも，採択結果や理由など，採択に関する情報について積極的な公表に取り組むよう通知されていることから，採択結果及び採択理由のほか，採択方針，調査委員会からの答申書，教育委員会及び調査委員会会議録，調査委員会の委員名についても，採択終了後に本市のホームページで公表いたします。

これら以外の資料等については，旭川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合，採択終了後において公開いたします。

教 育 長 議案第1号「旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について」及び議案第2号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択事務について」，御意見，御質問等はありませんか。

本 田 委 員 今回，社会科の歴史の教科書のみ採択事務を行います。近年，他教科ではこのような事例はあるのですか。

学 務 課 長 ございません。

本 田 委 員 加えて，北海道教育委員会が調査研究していると思いますが，その資料については，採択事務を行う上で提示いただけるのですか。

学 務 課 長 北海道教育委員会の資料につきましても，教科書調査委員会の資料といたします。

教 育 長 昨年度，中学校の教科書の採択事務を行いました。今年度は，歴史的分野に限って同様の調査研究をし，採択事務を行うわけではありますが，出版社との接触は固く禁じられておりますので，御注意いただきたいと思えます。また，調査委員の選考に当たっても，教科書の作成に関わった方については対象外でありますので，その点も御留意いただきたいと思えます。スケジュールについても，先ほどお示ししたとおり，8月末までに採択することで進めていきたいと思えます。

他に御意見，御質問等はありませんか。

各 教 育 委 員 ありません。

長 それでは，議案第1号「旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について」及び議案第2号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択事務について」は，原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 教 育 委 員 異議ありません。

長 「異議なし。」と認め，議案第1号「旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について」及び議案第2号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択事務について」は，原案どおり決定します。

次に，報告第6号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館（臨時代理）について」，報告願います。

学 校 保 健 課 長 令和3年5月16日から同月31日までを期間として，国から北海道に対し新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され，本市は，石狩管内の市町村や小樽市とともに，より一層の強い対策を行う特定措置区域に指定されたところです。

これを受け，本市では，道の要請に基づき市有施設を原則休館とし，学

校教育関連施設についても休館としたところではありますが、本対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告するものです。

内容についてですが、休館期間は、5月16日から5月31日まで、対象施設は、富沢ふれあいの家及び東旭川学校給食センター貸館エリアとしております。

また、併せまして、本市が緊急事態宣言における特定措置区域に指定されたことに伴う市立小中学校の対応について御報告いたします。

5月15日付けで道教委から発出された、緊急事態宣言を踏まえた学校の感染症対策に係る通知を受け、翌16日付けで市教委から各学校長宛てに通知を発出いたしました。

内容といたしましては、道教委から示された通知の内容を踏まえて適切に対応すること、また、本市は特定措置区域に指定されたことから、特に留意する事項として、5月16日から31日までの期間、修学旅行の実施を見合わせる事、運動会や体育祭等を原則延期すること、また、部活動についても原則休止とすることとしております。

また、この度の緊急事態宣言に伴い、北海道の警戒ステージが最高レベルのステージ5となったことを受け、道教委では、道立学校における新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準をレベル2からレベル3に移行しました。

本市においても、感染拡大状況や特定措置区域に指定されたこと等を踏まえ、道教委と同様に学校の行動基準をレベル3に移行し、これまでのレベル2の対応に加え、各教科の授業において、例えば、近距離で対面形式となるグループワークや、音楽室内で近距離で行う合唱やリコーダー等の演奏など、感染対策を講じてもお感染リスクの高い活動を行わないようにすることも併せて通知したところです。

なお、今年度に入ってから新型コロナウイルス感染症に関わる学級閉鎖等の状況でございますが、4月から5月までの2か月間で、児童13名、教職員2名、教育実習に来ていた学生1名、合わせて16名の感染により、小学校7校で合計15学級の閉鎖措置を行いました。

そのうち、新富小学校では児童5名、教職員2名の合わせて7人の感染により、市内24例目のクラスターとされ、5年生の2クラス、特別支援学級5クラスについて、保健所の指導の下、連休明けの5月6日から12日まで閉鎖措置を行いました。新富小学校では5月6日以後、新たな感染者は確認されておりません。

今後におきましても、児童生徒やその家族の健康観察や、密の回避や換気など基本的な感染症対策を徹底し、学校内での感染拡大の防止に努めてまいります。

教 育 長
山 崎 委 員
学 校 保 健 課 長
教 育 長

報告第6号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。

現在、学級閉鎖等をしている学校はありますか。

現在はありません。

新型コロナウイルス感染症の関係では、既に報道されていますが、慈光園保育所で大規模なクラスターが発生しておりまして、その家族が小学校などにも及んでいますので、その関係でPCR検査が進んでいる状況にあります。その結果を受けて、各学校における対応も連携しているところです。また、これも報道されていますが、6月20日まで緊急事態宣言の延長という方向性が出ております。道で決定次第、それを受けて、市としての対応が本部会議で決定されますので、道教委からの通知も踏まえて、市教委としても対策の延長や新たな対策なども必要に応じて速やかに対応し

			てまいります。
山崎委員			ワクチン接種について、今話題になっていますが、現場の先生方に対して優先するよう要望することはできないのですか。
滝山委員			まだ消防士の方なども接種していない状況かと思います。医療関係者が8割くらいで、6月末までかかる予定です。一回目の接種から二回目の接種までは三週間程度空ける必要があるのですが、なかなか捗らない状況です。ただ、高齢者接種も本格的に始まりましたし、できるだけ早く進めていきたいと思っています。
教育長			今のところ、具体的に感染者に接触する可能性の高い業務の方は優先順位が高いのですが、教員まで話は出ていないところです。
山崎委員			子どもたちの接種ができない状況なので、先生方も感染リスクが高まっていますよね。
滝山委員			最近小学校や保育園でクラスターが出たので、これまでとタイプが少し違ってきているかと思っています。今までは、子どもの間では移りにくいと言われてきましたが、最近はそのようなことはなさそうです。 ただ、現状として、介護施設の職員なども接種はしていない状況です。もちろん、いろいろな職種の方が接種できれば良いのですが、高齢者からという順番となっています。今後余裕があれば、集団接種ができるようになるので、今はその機会を待つことになるかと思っています。
教育委員	長		他に御意見、御質問等がありますか。
各教	育委員	長	ありません。
		長	それでは、報告第6号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各教	委員	長	異議ありません。
		長	「異議なし。」と認め、報告第6号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
			次に、報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館（臨時代理）について」、報告願います。
岩崎社会教育部次長			現在、北海道を含む地域を対象として、令和3年5月16日から31日までを期間とする緊急事態宣言が発出されているところですが、これを受けて5月15日に開催された旭川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、同期間中は市有施設を原則休館するとの方針が示されたことを受けまして、社会教育施設等についても、臨時休館の対応としているところです。 休館の決定は、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものでございます。 なお、今後、緊急事態宣言の期間の延長等があった場合などには、それに応じて休館期間の変更等を行うことも想定されますが、そのような場合には、今回と同様に緊急的に処理をした上で、皆様に御報告させていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。
教育長			報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
各教	委員	長	ありません。
		長	それでは、報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各教	委員	長	異議ありません。
		長	「異議なし。」と認め、報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館（臨時代理）について」は、報告のとおり了承しま

		す。
		《 報 告 事 項 》
教 育 長		それでは、報告事項に入ります。
岩崎社会教育部次長		報告事項（１）「社会教育施設における夏季等の臨時開館について」、報告願います。
		昨年度に引き続き、社会教育施設において、夏季等の月曜日の臨時開館の実施を予定しています。
		まず、小中学校の夏休み期間に合わせ、科学館と図書館において7月下旬から8月にかけて、また、図書館はこれに加え、冬休み期間中の2日間についても、月曜日の臨時開館を行うことを予定しています。
		また、彫刻美術館、彫刻美術館ステーションギャラリー、井上靖記念館につきましても、観光客の利用が多く見込まれる6月から9月までの期間について、月曜日の臨時開館を行うことを予定しています。
		なお、同期間中は、博物館についても月曜日に開館することとなっております。
		ただし、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間が延長される見込みであり、宣言の期間中は各施設の休館を継続することとなりますので、月曜日の臨時開館につきましても、宣言解除後に実施することとなります。また、宣言解除後であっても、感染状況によっては、臨時開館を取りやめざるを得なくなることも想定しており、状況に応じて臨機応変かつ適切に対応してまいりたいと考えております。
教 育 長		報告事項（１）「社会教育施設における夏季等の臨時開館について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員		ありません。
教 育 長		それでは、報告事項（１）「社会教育施設における夏季等の臨時開館について」は、報告を受けたこととします。
		次に、報告事項（２）「第89回北海道音楽大行進の中止について」、報告願います。
文化振興課長		第89回北海道音楽大行進につきましては、令和3年6月5日の開催が予定されておりました。
		4月8日の実行委員会総会では、開会式やアフターコンサートの中止など一部規模を縮小し、警備員の増員など感染対策を講じることで、大行進を実施することを決定し、5月上旬までに75団体、約2,500人の参加申込を受けておりました。
		しかし、4月以降、市内でクラスターが多数発生して感染者数の高止まりの傾向が継続し、例年救護要員としてお願いしている当日の看護師3人の確保が困難となったことなどの状況を総合的に判断し、5月10日の臨時事務局会議において、中止することを決定いたしました。申込団体には、翌11日に中止の連絡を行ったところです。
教 育 長		報告事項（２）「第89回北海道音楽大行進の中止について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員		ありません。
教 育 長		それでは、報告事項（２）「第89回北海道音楽大行進の中止について」は、報告を受けたこととします。
		次に、報告事項（３）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」、報告願います。
教育指導課長		本件は、令和3年4月定例教育委員会会議において、重大事態として調査を実施することとした事案について、令和3年5月21日に第1回目となる旭川市いじめ防止等対策委員会の会議を開催したので、報告するものです。

			<p>第1回目の会議につきましては、議事として次のとおり、御審議いただいたところです。</p> <p>まず、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例に定められている旭川市いじめ防止等対策委員会の組織及び運営に関わる事項について、また、重大事態とした事案に係るこれまでの経緯や、重大事態発生時における基本的な調査の流れ等、本対策委員会の対応について、事務局から説明いたしました。</p> <p>次に、旭川市いじめ防止等対策委員会の委員等の構成について、公平性・中立性が担保された調査組織の体制について御審議いただき、委員5人と臨時委員3人の合わせて8人で調査を実施していくことについて、承認いただきました。</p> <p>最後に、第2回目の調査に向け、事務局として準備すべき資料等について御意見を伺いました。</p> <p>今後につきましては、5月末には各職能団体から委員の推薦をいただける予定であり、その後、当該生徒の保護者の御意向を速やかに確認した上で、調査組織の体制を決定し、第2回目の会議については、6月上旬に開催できるよう、各委員の日程を調整しております。</p>
教 育 長			<p>次回からは、全体の体制を整えて調査に当たっていく流れになっております。進捗状況についても、適宜御報告させていただきます。</p> <p>報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 教 員	委 育 長		<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、報告を受けたこととします。</p>
			<p>《 そ の 他 》</p>
教 各 事 教	育 委 務 育 長	長 員 局 長	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>ここからは、秘密会といたしますので、傍聴の方は御退席願います。</p> <p>(傍聴者退席)</p>
			<p>《 秘 密 会 》</p>
教 育 長			<p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第3号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 員	委 育 長		<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人</p>

事の内申（臨時代理）について」は、会議録には概要を記載することといたします。

<議案第3号「旭川市博物館協議会委員の任命について」>

令和3年5月27日から令和4年6月30日までを任期とする旭川市博物館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

教 育 長 次 に、議案第4号「令和3年度一般会計予算の補正について」、説明願います。

学校教育部次長 本件につきましては、令和3年度教育予算に係る旭川市一般会計補正予算について、6月11日に開会が予定されている旭川市議会令和3年第2回定例会に議案を提出するよう市長に意見を申し出るものでございます。

まず、いじめ問題対策推進費についてです。いじめ防止対策推進法に規定される重大事態の調査に係り、大学教授、弁護士、医師等で構成する旭川市いじめ防止等対策委員会の開催に係る報酬及び調査費用を補正しようとするもので、補正額は280万8千円となっております。

次に、新規事業で修学旅行等関連費（小学校）補正額22万円、修学旅行等関連費（中学校）補正額1,554万5千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行等が延期又は中止となった場合に発生したキャンセル料を支援し、保護者の経済的負担を軽減するもので、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定です。

中学校につきましては、5月16日から5月31日までの緊急事態宣言の期間中に修学旅行を予定していた8校全てが、5月14日に延期を決定しましたが、旅行開始日直前の延期であったため、各学校において旅行代金の20%から30%のキャンセル料が発生しており、これを支援するものです。

また、小学校の修学旅行については、6月から9月にかけて予定されていますが、6月に実施予定の学校のうち4校が延期を決定し、企画料相当額のキャンセル料が発生しているため、これを支援するものです。

教 育 長 緊急事態宣言が延長になれば、追加の予算措置が必要な状況になる可能性はあるのですか。

学校教育部次長 中学校については、7月に1校予定していますが、他はほぼ終了しております。小学校については、6月から修学旅行を予定しておりますが、緊急事態宣言の延長に伴って、延期をするなどの判断を来月早々にする必要がありますので、延期した場合、さらに予算措置の必要性が生じるものと考えております。

教 育 長 議案第4号「令和3年度一般会計予算の補正について」、御意見、御質問等がありますか。

山 崎 委 員 既に実施した中学校があるのですね。

学校教育部次長 残っているのが8校で、中学校26校のうち3年生がいない学校を除いた24校で予定していたので、16校が既に実施済みとなります。

山 崎 委 員 感染した人はいなかったですね。

学校教育部長 修学旅行後に感染拡大したことはありませんでした。

教 育 長 他に御意見、御質問等がありますか。

各 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、議案第4号「令和3年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員 異議ありません。

教 育 長 「異議なし。」と認め、議案第4号「令和3年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定します。

<報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」>

令和3年4月18日から令和4年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱（臨時代理）について」>

令和3年5月21日から令和4年2月3日までを任期とする旭川市いじめ防止等対策委員会委員を任命又は委嘱することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和3年5月2日から同年8月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和3年4月28日から同年5月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和3年4月2日から同年5月6日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

《 そ の 他 》

教 育 長
学校教育部次長

他に、何かありますか。

教育委員会会議の議案書につきましては、これまで傍聴人や報道機関への当日配付はしていなかったところですが、令和3年3月の教育委員会会議で旭川市教育委員会会議傍聴規則を改正しましたように、より開かれた会議の運営をしていくために、今後は、傍聴人等に対しても議案書を配付することを考えております。

なお、非公開案件につきましては、議案書を配付できないことから、非公開案件の可否を会議に諮って決定した後、公開案件のみを抜粋して配付することを考えております。

この取扱いにつきましては、明文の規定がないことから、関係規則等の改正は要しないところであり、令和3年6月定例教育委員会会議から実施していきたいと考えております。

滝 山 委 員
学校教育部次長

非公開の議案は抜き取るのですか。

人事案件等の非公開案件は公表しませんので、そのような案件を抜き取って配付します。しかし、説明するときは、議案書の何ページを御覧くださいと皆様にご説明させていただいているので、ページ番号はそのままにすることで、傍聴人の方に分かりやすくしたいと考えております。

本 田 委 員
学校教育部次長

この対応をするに当たってのきっかけはあったのですか。

市議会においても、報道機関に対して資料を配付していたり、道教委でも配付しているような状況もあり、我々としてもこれを機に傍聴人が来られたときに配付することが望ましいと考えたところです。

<p>教育 各事教</p>	<p>長 員 局 長</p>	<p>説明がありましたとおり、6月定例教育委員会会議からこの取扱いで進めてまいります。今後、進めていく中で御意見がありましたらいただきたいと思ひます。</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和3年5月定例教育委員会会議を終了いたします。</p>
<p>《 閉 会 》</p>		